



令和7年1月31日  
かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会（第2回）

厚生労働省 医政局 総務課

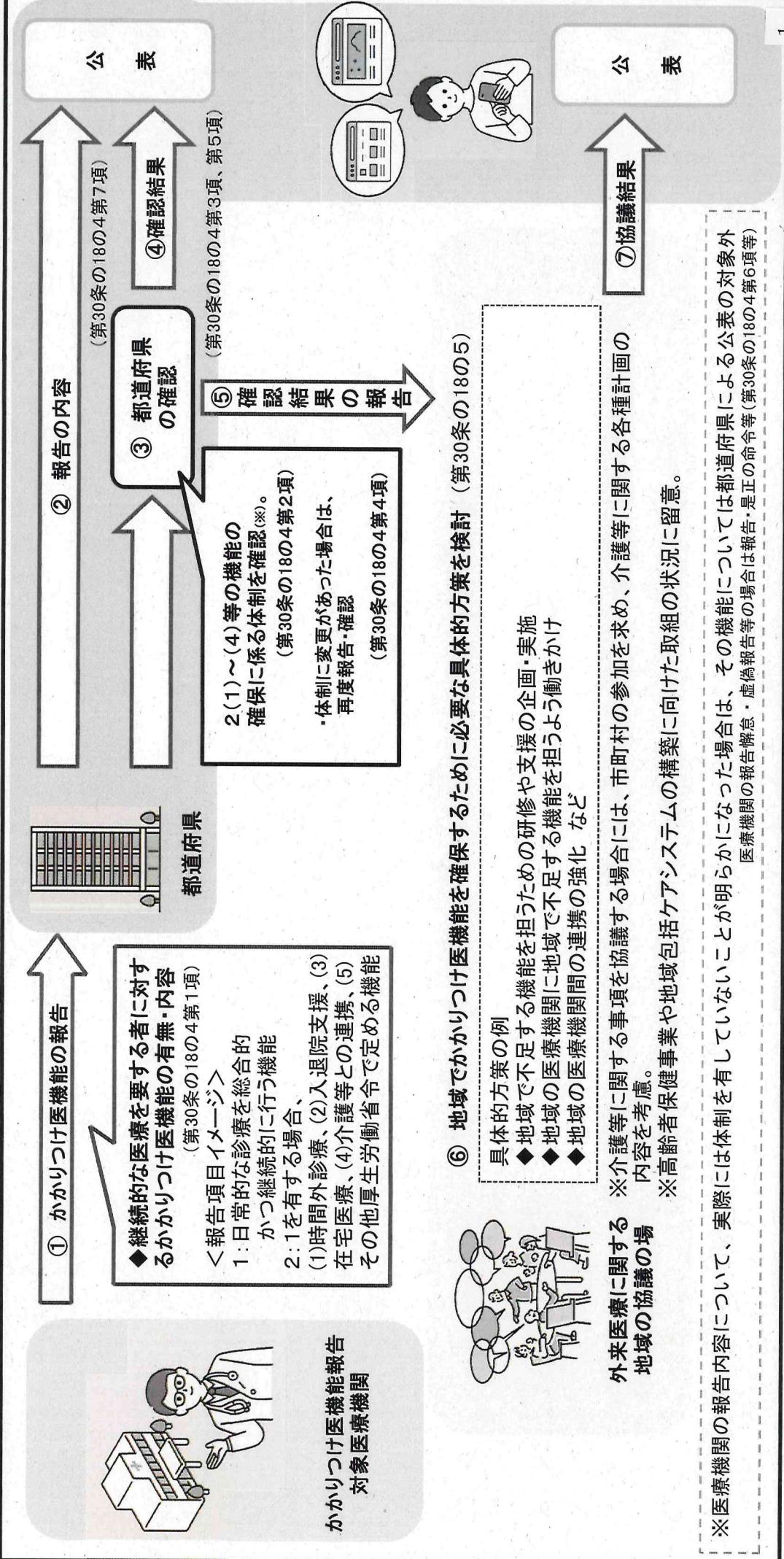
# かかりつけ医機能報告の流れ

令和5年11月15日 第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料

令和6年10月18日 かかりつけ医機能報告制度に係る第1回自治体向け説明会

## かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかる体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的な方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



# ガイドライン（案）について (かかりつけ医機能報告対象医療機関及び報告方法)

かかりつけ医機能報告を行う対象医療機関及び報告方法は以下のとおりです。

報告対象  
医療機関

特定機能病院及び歯科医療機関を除く病院及び診療所

報告方法

医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に、医療機関等情報支援システム（「G-MIS」）又は紙調査票により行うものとする

※原則としてG-MISによる報告が望ましいが、各都道府県において地域の実情も踏まえて運用可。

※かかりつけ医機能報告に係るG-MIS改修の準備状況(は後半でご説明。

# ガイドライン（案）について （かかりつけ医機能報告事項と機能ありの要件（1号機能））

1号機能の報告事項及び機能ありとなる要件については以下のとおりです。

＜報告事項＞

No	報告事項	要件
1	「具体的な機能（※）」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること	★
2	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無	
3	17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること	★
4	一次診療を行うことができる疾患を報告していること	
5	医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）	★
	(※) 継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療をする者に対する日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能	
	(※) 院内掲示の様式については別冊で提示予定	

＜その他の報告事項＞

No	報告事項
6	医師数、外来の看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修了看護師数
7	かかりつけ医機能に関する研修の修了者数、総合診療専門医数
8	全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無
9	全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況

# ガイドライン（案）について （かかりつけ医機能報告事項と機能ありの要件（2号機能））

2号機能の報告事項及び機能あるとなる要件については以下のとおりです。2号機能については、いざれかの報告事項について、「実施している」あるいは「実績がある」ことが機能ありの要件となります。

<2号機能に関する報告事項>

(イ) 通常の診療時間外の診療

No	報告事項
1	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況（在宅当番医制・休日夜間急患センター等に参加、自院の連絡先を渡して隨時対応、自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して随時対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
2	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況

(ロ) 入退院時の支援

No	報告事項
1	自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
2	自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況
3	自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況
4	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況
5	特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数

# ガイドライン（案）について （かかりつけ医機能報告事項と機能ありの要件（2号機能））

2号機能の報告事項及び機能あるとなる要件については以下のとおりです。2号機能については、いざれかの報告事項について、「実施している」あるいは「実績がある」ことが機能ありの要件となります。

<2号機能に関する報告事項>

(イ) 在宅医療の提供

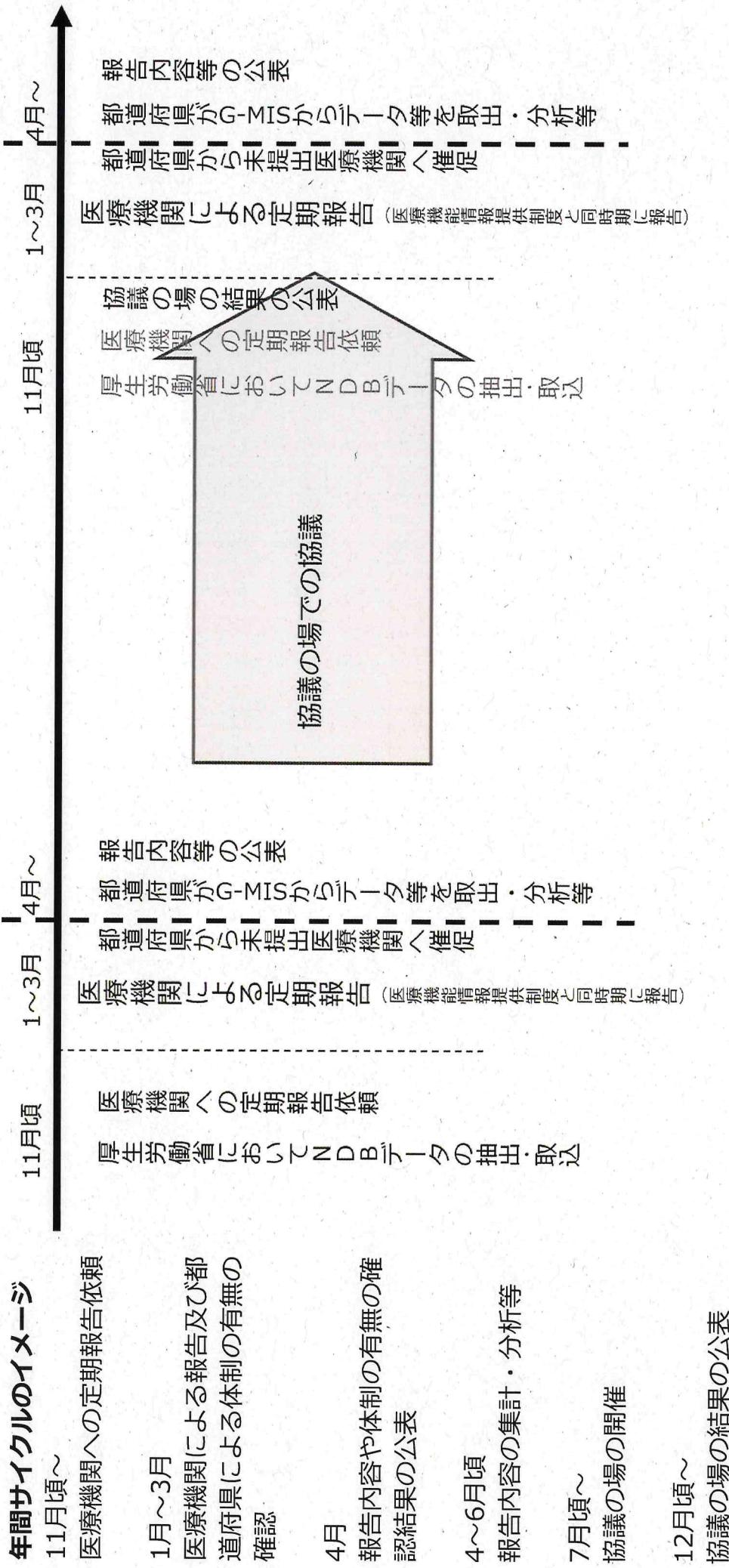
No	報告事項
1	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況（自院で日中のみ、自院で24時間対応、自院での一定の対応に加えて連携して24時間対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
2	自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況
3	自院における訪問看護指示料の算定状況
4	自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況

(二) 介護サービス等と連携した医療提供

No	報告事項
1	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況（主治医意見書の作成、地域ケア会議・サービス担当者会議等への参加、介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会設定等）
2	介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況
3	介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称）
4	地域の医療・介護情報共有システムの参加・活用状況
5	ACP（人生会議）の実施状況

# ガイドライン（案）について医機能報制度の年間スケジュール） (かかりつけ医機能報制度)

医療機関からの報告期間は1月から3月です。医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に基づく報告とともに公表、報告内容ととともに公表、協議の場の開催を行います。



出典：令和6年5月24日 第5回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料（一部改）

# ガイドライン（案）について (協議の場立ち上げのポイント)

令和6年10月18日　かかりつけ医機能報告制度に係る第1回自治体向け説明会（一部改）

協議の場の立ち上げにあたつてのポイントです。協議の場を円滑に立ち上げていくためには、既存会議の活用も視野に入れながら、地域のかかりつけ医機能に係る実態を把握している地域のキーersonに相談・参画してもらうことが重要です。

## 既存の場で同様の趣旨・内容を協議している、または協議可能な会議体がないかが確認

都道府県、市町村、医師会等の主体は問わず、また介護分野も含めた会議体の現状把握が重要  
(例) 地域医療構想調整会議や在宅医療・介護連携会議など

①活用できる既存の会議体がある

②活用できる既存の会議体がない

## 参加者についても追加・変更する必要があるか検討

都道府県の介護部局、市町村や  
医療・介護関係者等と相談しながら、  
協議の場の在り方を検討し、  
新たな協議の場の立ち上げを含め検討

地域の具体的な課題や具体的の方策について協議可能か精査が必要

協議を円滑に進めるためには、協議の目的・内容に応じた「地域のキーパーソン」に  
相談・参画してもらうことが重要

# ガイドライン（案）について (協議の場の進め方のイメージ)

協議の場の進め方のイメージです。以下を参考に、協議の場の準備等を進めていただきましょうお願いします。

